

令和3年 第9回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

## 議 事 録

1. 開催日時 令和3年9月17日（金） 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち18名  
田村市農地利用最適化推進委員5名のうち5名

2番	陣野原 進委員	3番	柳沼正郎委員	4番	猪狩徳孝委員
5番	三田勝一郎委員	6番	渡邊義輝委員	7番	渡邊慶幸委員
8番	白岩幸一委員	9番	安藤末男委員	10番	柳沼政一委員
11番	齋藤 実委員	12番	渡邊登喜男委員	13番	三浦善治委員
14番	佐藤正之委員	15番	大和田 弘委員	16番	佐藤円治委員
17番	石井珠枝委員	18番	佐藤伸夫委員	19番	吉田修一委員
③番	吉田典良委員	⑦番	吉田伸一委員	⑧番	松本洋一委員
⑬番	箭内倉貴委員	⑱番	松崎典男委員		

4. 欠席委員 1番 郡司嘉一委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	遠 藤 浩 一
主任主査兼総務係長	菅 野 裕 勝
主査	矢 内 敬

6. 書 記

主査	矢 内 敬
----	-------

7. 議事録署名人

16番	佐 藤 円 治 委員
17番	石 井 珠 枝 委員

## 8. 提出案件

- 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について
- 議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
- 議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について（市許可分）
- 議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）
- 議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

9. 会議の経過概要 (開会 午後1時30分)

事務局	皆様、お忙しい中集まりいただき有難うございました。定刻時間より早いですが委員の方出席しておりますので総会を始めさせていただきます。本日都合により欠席の届出がございましたのは、1番郡司嘉一農業委員であります。ただいまより令和3年田村市農業委員会第9回総会を始めさせていただきます。会議に先立ちまして会長よりご挨拶をいただきます。														
会長	皆様、改めましてこんにちは。長雨が続きまして台風が近づいて来る。何故かという時にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今日も皆さんと共に慎重に審議していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。														
事務局	これより会議に入りますが、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長にお願いを致します。よろしくお願いいたします。														
議長	<p>本日の案件は、</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について(市許可分)</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について(市許可分)</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>以上21件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。</p> <p>農業委員総数19名、うち出席委員18名、欠席委員1名、農地利用最適化推進委員5名、うち出席委員5名、欠席委員なし、よって総会は成立致します。</p> <p>次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ありませんか。</p>	議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について	1件	議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について	7件	議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について(市許可分)	1件	議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について(市許可分)	1件	議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)	7件	議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)	2件	議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について	2件
議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について	1件														
議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について	7件														
議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について(市許可分)	1件														
議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について(市許可分)	1件														
議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)	7件														
議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)	2件														
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について	2件														
出席委員	異議なし。														
議長	<p>異議なしと認め、16番佐藤円治委員、17番石井珠枝委員を指名致します。</p> <p>次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について」を議題と致します。それでは、整理番号1番について事務局説明願います。</p>														
事務局	整理番号1番について、議案書朗読、説明。														

議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議 長	<p>異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、7番渡邊慶幸委員ご報告をお願い致します。</p>
7番委員	<p>7番渡邊です。整理番号1番について、過日譲渡人と譲受人と渡邊推進委員と私の4名で調査をしまして、この案件は8月の総会時に贈与の申請で許可を受けていましたが、3筆ほど許可を受けていたため、今月の総会で許可の取消しをして10月の再申請を予定しているとの事でしたので何ら問題ないものと見てまいりました。委員の皆様の慎重審議をお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	質疑なし。
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>本案について、原案の通り「取消願出」のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可処分取消願出について」の、整理番号1番については、「取消願出」のとおり決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして1号議案は終了します。</p> <p>次に議案第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。それでは、整理番号1番から7番までについて事務局説明願います。</p>
事務局	整理番号1番から7番までについて、議案書朗読、説明。
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を</p>

	<p>お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、5番三田勝一郎委員ご報告をお願い致します。</p>
5番委員	<p>5番三田です。整理番号1番について12日に渡辺推進委員と私と譲受人の3名で現地確認をしました。譲渡人は須賀川市在住で電話確認をしました。田の方は譲渡人の母親が貸して使っている状態で畑の方は茄子を栽培しているという事でした。譲渡人と譲受人の関係は本家分家の関係であり、譲渡人は須賀川市に嫁いでいて実家に誰もいなくなってしまう、譲受人に農地をそのまま返納したいとの話でありました。特に問題ないものと見てまいりました。よろしくをお願いします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、13番三浦善治委員ご報告をお願い致します。</p>
13番委員	<p>整理番号2番についてご報告します。整理番号2番について報告します。譲受人に確認したところ仕事上多忙のため電話で確認しました。市の方は財政課担当者に聞き取りをしました。以前農道を作った際に登記されていなくて令和3年3月に表示登記をした際に譲受人の他の中に譲渡人の土地が入っていてそれを交換したいという事で要望があり今回の申請でありました。何ら問題ないものと見てまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号3番について、14番佐藤正之委員ご報告をお願い致します。</p>
14番委員	<p>14番佐藤です。整理番号3番について報告します。最初に所有権移転贈与に至った経緯は譲渡人が芦沢出身ですが現在は東京に住んでおり自分名義の農地が芦沢にあります。年齢も72歳になるため芦沢に戻り農業もできないので譲受人は農業を手広く耕作していて遠い親戚関係なので譲受人に贈与する事で決定したとの事でした。15日午後に譲受人と市内推進委員と私の3名で現地調査を行いました。申請書通りである事を確認しました。また譲渡人は遠方で電話で確認しました。慎重審議をよろしくをお願いします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号4番から5番について、16番佐藤円治委員ご報告をお願い致します。</p>
16番委員	<p>16番佐藤です。整理番号4番、5番の案件についてご報告させていただきます。12日</p>

	<p>夕方から私と吉田推進委員と現地調査を行いました。整理番号4番については譲渡人が出席しまして譲受人は高齢であり現地に行けないとの事であり3人で確認をしました。真正な登記名義の回復であり口約束の中で耕作しているうちに譲渡人は会社員で農業をやらないという事で元の畑の所有者に戻したいとの事でした。何ら問題ないものと見てまいりました次に整理番号5番ですが、12日に譲受人出席の元で譲渡人が東京都在住ですので、譲渡人は大きくやっているので耕作条件向上のため所有権移転との話でまとめり何ら問題ないものと見てまいりました。ご審議お願い申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号6番から7番について、⑦番吉田伸一推進委員ご報告をお願い致します。</p>
⑦番推進委員	<p>⑦番吉田です。整理番号6番と7番について報告します。最初に整理番号6番については吉田会長と私と譲渡人と譲受人の4名で現地調査をしました。何ら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号7番についても同様に確認しました。現地調査をしましたは何ら問題ないものと見てまいりました。委員の皆様慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番から7番まで事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の、整理番号1番から7番までについては、申請の通り許可する事に決定いたしました。 以上をもちまして2号議案は終了します。 次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を</p>

	<p>お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います が、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、2番陣野原進 委員ご報告願います。</p>
2番委員	<p>2番陣野原です。整理番号1番について報告します。13日に申請人の現場代理人と吉田 推進委員と私と3名で現地確認を行いました。現地は既に申請が出ている案件で工事の地山 が動いてしまったため工事が大幅に遅れるとの事でした。資材置場で申請があり工期延長す る事はやむを得ないとの確認をしました。以上報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番について事務局の説明及び調査結果につい ての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、申請のとおり許可する事にご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市 許可分）」は事業計画変更申請のとおり決定いたします。以上をもちまして第3号議案は終 了いたします。 次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について（市許可分）」 を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います が、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>



議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、9番安藤末男委員ご報告願います。</p>
9番委員	<p>9番安藤です。整理番号1番について報告します。この案件は5月の総会時に許可された案件であります。進入路ができないという事で家を建築する事を断念したという経緯であります。何ら問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>本案について、原案の「取消願出」のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について(市許可分)」の、整理番号1番については、取消願出の通り決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして4号議案は終了します。</p> <p>次に議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)」を議題と致します。それでは整理番号1番から7番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から7番について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、8番白岩幸一委員ご報告願います。</p>

8 番委員	<p>8 番白岩です。整理番号 1 番について報告します。1 5 日に私と渡邊推進委員と被設定人と設定人の母親の 4 名で現地確認をしました。現地は昨年も申請のあった台風被害工事の残土工事の残りであり、前回申請のあった隣接する農地であり土砂の流出、排水は対策をしている説明がありました。また土地所有者了解も得ているとの事で申請通り問題ないものと見てまいりました。慎重審議よろしくお願ひします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号 2 番から 5 番について、9 番安藤末男委員ご報告をお願ひ致します。</p>
9 番委員	<p>9 番安藤です。整理番号 2 番から 5 番について報告します。最初に整理番号 2 番について報告します。1 6 日に和田推進委員と私と行政書士の 3 名で現地確認をしました。周辺農地に何ら影響ないものと見てまいりました。排水関係も問題ないものと見てまいりました。次に整理番号 3 番については 1 3 日に私と担当行政書士の 2 名で確認しました。こちらも周辺は住宅地であり影響はないものと見てまいりました。次に整理番号 4 番であります。1 5 日に私と担当行政書士で確認してまいりました。譲受人が設備関係の仕事上、資材置場として使いたいとの事でした。周辺農地に影響はございません。次に整理番号 5 番であります。和田推進委員と私で確認してまいりました。南に田がありますが、下水道、排水関係とも敷設されており何ら問題ないものと見てまいりました。慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号 6 番について、1 4 番佐藤正之委員ご報告をお願ひ致します。</p>
1 4 番委員	<p>1 4 番佐藤です。整理番号 6 番について報告します。1 2 日午後より設定人と行政書士と私の 4 名で現地確認をしました。1 4 日に被設定人と私と箭内推進委員の 3 名で現地確認をしました。結果申請書の通りでありましたので委員の皆様の慎重審議よろしくお願ひします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号 7 番について、1 5 番大和田弘委員ご報告をお願ひ致します。</p>
1 5 番委員	<p>1 5 番大和田です。整理番号 7 番について報告します。代理人と連絡をとりまして 1 5 日午前中に私と松崎推進委員と代理人の 3 名で現地確認をしました。現地は周辺が住宅という事もあり駐車場にするという事ですが何ら問題ないものと見てまいりました。ちなみに譲渡人と譲受人は義理の兄弟であります。慎重審議よろしくお願ひします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号 1 番から 7 番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>

出席委員	質疑なし。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」の、整理番号1番から7番については、申請の通り許可する事に決定いたしました。 以上をもちまして5号議案は終了します。 次に議案第6号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番から2番について、事務局説明願います。
事務局	整理番号1番から2番について議案書を朗読、説明。
議長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、4番猪狩徳孝委員ご報告願います。
4番委員	4番猪狩です。整理番号1番について報告します。この件につきまして代理人の都合が合わなくて14日に電話で確認しました。現地の確認については15日に私と坪井推進委員で確認してまいりました。その結果現地は「そば」が植えてありますが特に植えるものがないからそばを植えて地域の方に刈り取りをしていただく予定でありました。設定人もご高齢であり息子さんも会社を退職はしていますが、農業の意欲はないということで、太陽光パネルを設置希望という話でありました。片面は道路に設置してありもう片面はその地区のお墓に設置してありましたので何ら問題ないものと見てまいりました。慎重審議よろしく願います。
議長	ありがとうございました。次に整理番号2番について、7番渡邊慶幸委員ご報告願います。
7番委員	7番渡邊です。整理番号2番について報告します。私と渡邊推進委員と現地調査を行いま

	<p>した。現地は設定人が耕作できないという事で稲作ができず、周辺は水路等に問題がなく雨水は自然浸透であり何ら問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第6号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」の、整理番号1番から2番については、申請の通り許可相当と意見決定いたしました。 以上をもちまして6号議案は終了します。 次に議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題と致します。 それでは整理番号1番から2番まで事務局説明願ひます。</p>
事務局	<p>「農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番から2番について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>本案について質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番から2番までについては、原案の通り意見決定致しました。</p>

以上をもちまして7号議案は終了します。

これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。それぞれご承認、ご決定を賜りましてありがとうございました。これをもちまして、令和3年第9回田村市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 14:25

令和3年9月17日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人